

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その次日)

規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年二月十九日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第七号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「年一・二五パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年四・二五パーセント」を「年四・五パーセント」に改め、同条第三項中「年一・七五パーセント」を「年二パーセント」に、「年三・二五パーセント」を「年三・五パーセント」に改め、同条第四項中「年〇・八パーセント」を「年一パーセント」に、「年四・二パーセント」を「年四・五パーセント」に改める。

◇規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

◇告示

入会林野整備計画の認可

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の適否の決定(五件)

土地改良事業変更計画の適否の決定(二件)

昭和四十九年三月二十四日執行予定の鳥取県議會議員の聴取選挙における立会演説会の開催計画に関する意見の

昭和四十九年三月二十四日執行予定の鳥取県知事選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日等

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号の一部改正

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号の廃止

別表の五の項中「年三・五パーセント」を「年四パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年三パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年三パーセント」に改める。

別表の五の項中「年三・五パーセント」を「年四パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年三パーセント」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年二月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和四十九年二月一日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約書に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「年五パーセント以内」を「年五・五パーセント以内」に改め、同表の四の項中「年五・五パーセント以内」を「年六パーセント以内」に改め、同表の五の項中「年六パーセント以内」を「年六・五

パーセント以内」に改める。

別表第二の三の項中「年二・五パーセント」を「年三パーセント」に改

める。

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年二月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和四十九年二月一日前において改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第二百二十一号

東伯郡東伯町中津原入会林野整備組合長上本盛栄から申請のあつた中津原入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百一十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十九年二月十三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、上北条土地改良区の定款の変更を昭和四十九年一月十三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十九年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十九年二月十九日

鳥取県告示第百二十三号

昭和四十九年二月一日付けで倉吉市長から申請のあつた土地改良（古川沢地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十九年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十九年二月十九日

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十五号

昭和四十九年二月一日付けで倉吉市長から申請のあつた土地改良（井手畠地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

倉吉市役所

鳥取県告示第百二十四号

昭和四十八年十一月二十一日付けで三朝町長から申請のあつた土地改良（荒尾地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十九年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十九年二月十九日

- 一　縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和四十九年二月二十日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四　異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第百二十六号**
- 昭和四十九年二月一日付けで倉吉市長から申請のあつた土地改良（中江地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和四十九年二月十九日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一　縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和四十九年二月二十日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四　異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第百二十七号**
- 昭和四十九年二月一日付けで倉吉市長から申請のあつた土地改良（大塚地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和四十九年二月十九日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一　縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和四十九年二月二十日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四　異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第百二十八号**
- 昭和四十九年一月十六日付けで北条町長から申請のあつた土地改良（国
- 三　縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和四十九年二月二十日から二十日間
- 倉吉市役所

坂東地区農道舗装) 事業計画の変更については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条

第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和四十九年二月二十日から三十日間

- 三 縦覧に供する場所
北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十九年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和四十九年二月二十日から三十日間

- 三 縦覧に供する場所
日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号）第三条第三項の規定に基づき、昭和四十九年三月二十四日執行予定の鳥取県議会議員の補欠選挙における立会演説会の開催計画に関して意見をきくので、次のとおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参加を求める。

昭和四十九年二月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和四十九年二月二十五日(月)

境港市選挙区

十時三十分から

東伯郡選挙区

十一時から

二場所 米子市糀町一丁目一六〇番地 西部総合事務所第五会議室

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

昭和四十九年三月二十四日執行予定の鳥取県知事選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二五年政令第八十九号)第十四条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年二月十九日

鳥取県選挙管理委員長 加藤 章

「鳥取県立重度身体障害者更生指導所」を「鳥取県立第二更生指導所」に改める。
昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号(市の区域を分けた開票区について)は、昭和四十九年二月十八日限り廃止する。

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和四十九年二月十九日

鳥取県選挙管理委員長 加藤 章

- 一 被登録資格の決定の基準となる日
昭和四十九年二月二十六日
ただし、年齢については、昭和四十九年三月二十四日を基準日とする。
- 二 登録を行う日
昭和四十九年二月二十六日
- 三 縦覧に供する期間
昭和四十九年二月二十七日及び昭和四十九年二月二十八日